

- (14) 烈 功業。
- (15) 三代 上代の三王朝(夏・殷・周)。
- (16) 籙ロク 天子の受禪の時にとつて天下を制御する符(予言書)。
- (17) 象 法。
- (18) 已淪 淪は没落する、ほろびる。已に一たびほろびたの意か。
- (19) 土宇 国土。
- (20) 綱常 人の守るべき大道。
- (21) 泰階を登り ここでは皇帝の位につくことをいう。泰階は星の名。上中下の三階の六星より成り、上は天子から下は庶民に及ぶまでをかたどる。
- (22) 修祠 礼をととのえ祭る。
- (23) 休命に対揚 君命にこたえ、その意を民に向つて宣揚する。
- (24) 越裳の九詔 越裳(ヴェトナム南部の古代国家)が中国に朝貢した時、九回通詔を重ねたとの故事。
- (25) 天使 順治四年六月、清より招撫使として通事謝必振が派遣され、順治六年九月に琉球に到つた。(〇九一〇一)(〇九一〇二) 参照。
- (26) 招撫の轄を投ぜん 招撫使の帰国をねんごろに留める。
- (27) 天地の量を開き (天地は公平であるのでそのように) 公平に判断を下して許す。
- (28) 猷琛 琛は玉・瑞。諸侯が朝することか。前注(6) 参照。ここでは方物を備えて朝貢することをさす。
- (29) 来祀に寛めん 来年まで延期する。
- (30) 霈沢ヘイズ 大雨。恩沢の多いたとえ。

1-14-02

世子尚質の、明の勅・印を返納し、帰順する表

(二六五三、二、二七)

琉球国中山王世子臣尚質、誠敬誠忤、稽首頓首して上言す。
 伏して以うに、聖武、布昭すれば、六合は揮鞭を視て宅と作し、
 王威、丕いに振り、兩階に舞羽を耀かして以て容と為す。声靈已
 に寰中に灌らかにして、謳歌乃ち海外に浹し。窃かに惟うに、潜
 徳の興王、古に放つて云う有り。天心もて治を眷み、今に於て烈
 を為す、と。是を以て殊方効順して咸く重詔の猷を懐い、異域投
 誠して共に朝宗の慕を切にす。況んや我が清朝、実に世徳を培う
 をや。三十載の修平遍く雲霓を慰め、十五国の馭除悉く風雨を調
 す。混同江上、紫氣、祥を□東の関に鍾め、広寧塞外、瑞星、天
 北の關に拱極す。茲に蓋し伏して皇帝陛下に遇うに、仁は日斧を
 涵し、義は月弧を満たす。□符を握りて以て六竜を御し、亦籙に
 応じて九鼎を定む。鸞旂高掲し、到る処に獲醜の雄を張り、鏑曲
 清吹し、所在に負固の魄を振る。然り而して神威北暢し、抑且
 つ聖沢南流す。

前に丹詔を承け、既に投誠すれども後を恐る。茲に恩綸を捧じ
 て勅・印を繳して以て上呈す。望風して朔を拝し、中国の有聖人
 を吹め、雲を瞻みて賓を修め、盛京の真天子を快ばす。臣質、僻
 遠に居るを愧ずるも、爰ぞ休誼を頭揚するを補わんや。誠を傾け
 て向化し、敢えて微忱を祗肅むを攄ぶ。徒に測蠡して心に海若を

羨み、忻びて嵩祝して以て山靈に答嚮う。伏して願わくは、金甌無欠にして玉燭常に調せんことを。馮夷あり浪静かに、瀚海は木葉の波を安んじ、仙掌に雲開き、玉関に金行の朔を奉ずれば、則ち千世万世に之を無窮に伝え、而して西より東より服せざるを思ふ無からん。臣、天を瞻み聖を仰ぎ踊躍歡忻の至りに任うる無し。謹んで表を奉り賀を称して以聞す。

順治十年（一六五三）二月二十七日 琉球国中山王世子臣尚質、謹んで上表す

注* 『清実録』順治十年閏六月戊子・十一年三月丁酉の条に関連の記事がある。

- (1) 聖武 知徳と武勇を備えること。
- (2) 六合 天地と四方。天下。
- (3) 宅 ここでは宅家(天子)に同じか。天子は天下を宅(いえ)とするとの意からいう。
- (4) 兩階 宮殿に上る東西の階。
- (5) 舞羽 舞人の持つ大雉の羽。
- (6) 容 かたち。礼になつたさま。
- (7) 声靈 聖靈に同じ。天子の威光。
- (8) 興王 国を興した君主。
- (9) 殊方 外国。
- (10) 重訳の献 遠方の国の来貢。(一四一〇一)注(24)参照。
- (11) 雲霓 雲と虹。雨の降る予兆。ここでは雲霓の望と同じ意か。

(一四一三)注(1)参照。

(12) 十五国 十五道(中国全土)のことか。

(13) 驅除 おいたてはらう。

(14) 混同江 松花江。

(15) 紫氣 瑞氣。客・友人などの来るしるし。

(16) 広寧寨 遼寧省北鎮においた。

(17) 天北の闕 天闕に同じか。天の宮門、宮城。また、星の名。

(18) 拱極 北極星に向う。

(19) 六竜を御す 天下をおさめること。六竜は易の乾の卦(天・君などの象)の六爻(六本の横画)。また天子の車駕。

(20) 亦籙に応じ 応は膺に通じる。膺籙は天子の位につくこと。

(21) 九鼎 夏の禹王が九州(九土)中国全土の金を貢せしめて作つたという鼎で、夏・殷・周に伝えられた宝器。

(22) 鸞旂 天子の車上に立てる大旗(鸞は鳳凰の一つ。またその形の鈴)。

(23) 獲醜 敵兵を捕らえる。

(24) 鏡曲 饒歌。鐘に合わせて歌う軍樂。

(25) 負固 地勢の要害險固をたのむ。

(26) 勅・印・上呈す 『清実録』順治十年閏六月戊子の条参照。

(27) 望風 遠くから仰ぎしたう。

(28) 有聖人 聖人(有は語調をととのえる助辞)。

(29) 盛京 遼寧省瀋陽。清の太祖の時に国都とし、太宗の時に盛京と改称。北京遷都後は陪都となる。

(30) 休誼 休は大きい、よい。誼はよしみ、義。大義か。

(31) 測蠡 蠡測。ほら貝で(水をくみ)海を測る。小知で大事を測るたとえ。

(32) 海若 海神の名。

(33) 馮夷 水神の名。

(34) 仙掌 陝西省の山名。

(35) 金行の朔 金行は五行の一つ。朔は曆。帝王は五行の運行によつてその位を得るといふ。

世子尚質の、賜印および貿易の便宜・安全を請う奏

(二六五三、二六、二七)

琉球国中山王世子臣尚質、謹んで奏す。勅・印を賜発して以て帰順を励まし、勅して夙弊を禁じて以て懐柔を広むるを懇乞う事の為にす。

伏して以うに、聖明の御宇、遐邦荒裔の帰誠せざる罔し。臣尚質の如き、海外の小国なるに、宝綸は重賁して渺微を棄てず、臣尚質をして以て躬ら聖化に沐し、益々懐柔を暢ぶるを得しむ。茲に重臣を遣わし、明朝の勅書二道・印信一顆を齎せしむ。窃かに照らすに、本国は三十六島有りて、一切の行事は必ず印信を需むれば、以て久しく曠くし難し。伏して乞う、勅を発して鑄印し、臣の王舅馬宗毅に賜いて带回せしめんことを。異邦の臣庶をして天朝の尊有るを知りて無窮に頌戴せしめん。茲に更に瀆陳する者有り。臣の入貢するに、本国、船を発するは則ち冬・春の北風を

以てし、帰国は必ず夏至前後の数日の南風を須つ。此れを過ぐれば則ち風汎便ならず、険を衝きて行き難し。前に貢船の閩に入るに、土産・銀両を随帯して、糸絮・布帛等の物を貿易す。明の初め、便なる所に聽従し、都て抑勒する無し。晩季に至るに迨び、地棍は奸を作し、郷官に倚藉して都牙を設立し、名色を評価す。音語通ぜざれば、低昂、意に任せ、常用の糸綿は指して禁貨と為す。効順の属国なるに、律するに倭奴を以てし、吏胥は播弄し万端を留難し、以て銀貨、白抽の手に空しきを致す。官司、糜繫すれば風汎時に非ざるに至り、人船返らず。崇禎末年より数船を失去し、淹死する官伴数百人なり。之を言うに酸痛と為す可し。矧んや今、国憲森嚴にして輸貢伊始むるをや。冒昧を揣らず、情を摠べて入告す。伏して乞う、皇上、勅して従前の積弊を禁じ、棍徒・衙蠹の詐騙し阻滯して帰期を失うを致すを許さざらんことを。且つ今、沿海の盜賊、閩に充斥す。閩安鎮より外は則ち大海に属し、鎮内は則ち内港に属す。貢船到るの日、鎮外に抛し難し。則ち鎮に進みて内港に灣泊するを准し、安挿するを聽候すれば、盜賊の虞れを免るるに庶からん。此くの如くすれば則ち遠人、益々懐柔に服して来貢来朝し、以て千万年に歴るに於て絶えざらん。臣、悚慄待命の至りに勝えず。此の為に、具本して陪臣の王舅馬宗毅等をして奏を齎して以聞せしむ。

順治十年(一六五三)二月二十七日 琉球国中山王世子臣尚質、

謹んで
上奏す

再対して之を正す